保健、医療及び福祉関係者による協	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場
議の場における目標設定及び評価の	を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために
実施回数	必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回
	数の見込みを設定する。
精神障害者の地域移行支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニー
	ズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込
	まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する
	۰
精神障害者の地域定着支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ
	、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定
	着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数
	の見込みを設定する。
精神障害者の共同生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ
	、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生
	活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数
	の見込みを設定する。
精神障害者の自立生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ
	、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生
	活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数
	の見込みを設定する。
精神病床における退院患者の退院後	都道府県において、入院中の精神障害者が地域生活を送
の行き先	るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神
	病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定
	する。

九 相談支援体制の充実・強化のための取組

総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的 な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを 設定する。 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み を設定する。

十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修 の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その 他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システム による審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を 分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有 する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び 指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実 施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその 共有回数の見込みを設定する。

別表第二

事 項	内容
市町村障害福祉計画等の基本的理 念等	市町村障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的 理念、目的及び特色等を定めること。
二 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談支援及 び地域生活支援事業の提供体制の確 保に係る目標	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神 障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活 支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般 就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地 域の実情に応じて、令和五年度における成果目標を設定す ること。

-108-- **57** -

(<u></u>)	障害児通所支援及び障害児相
談	支援の提供体制の確保に係る目
標	

障害児支援の体制整備を推進するため、この基本指針に 則して、地域の実情に応じて、令和五年度における成果目 標を設定すること。

- 三 支援の種類ごとの必要な量の見 込み及びその見込量の確保のための 方策
- (一) 各年度における指定障害福祉サ ービス等の種類ごとの必要な量の 見込み及びその見込量の確保のた めの方策各年度における指定通所 支援等の種類ごとの必要な量の見 込み及びその見込量の確保のため の方策
- ① 別表第一を参考として、⑤の令和五年度末の長期入院 患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉 体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の 実情を踏まえて、令和五年度までの各年度における市町 村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関 する考え方及び必要な量の見込みを定めること。
- ② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の 確保のための方策を定めること。
- ③ 各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点等の整 備の方策を定めること。
- ④ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し 及び計画的な基盤整備の方策を定めること。
- ⑤ 当該市町村が属する都道府県が別表第四の三の項に掲 げる式により算定した、当該都道府県の区域(地方自治 法第五条第一項の区域をいう。以下この⑤及び別表第四 において同じ。) における令和五年度末の長期入院患者 の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制 の基盤整備量(利用者数)を勘案して、当該市町村の区 域における令和五年度末の長期入院患者の地域生活への 移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定めること。
- 等の種類ごとの必要な量の見込み 及びその見込量の確保のための方 策
- (二) 各年度における指定通所支援 ① 別表第一を参考として、令和五年度までの各年度にお ける市町村ごとの指定通所支 援等の種類ごとの実施に 関する考え方及び必 要な量の見込みを定めること。
 - ② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量 の確保の ための方策を定めること。

	③ 圏域単位を標準とした指定通所支援の見通 し及び計 画的な基盤整備の方策を定めること。
四 市町村の地域生活支援事業の種 類ごとの実施に関する事項	市町村が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。
	① 実施する事業の内容② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
	③ 各年度の見込量の確保のための方策 ④ その他実施に必要な事項
五 関係機関との連携に関する事項 (一) 指定障害福祉サービス等及び 地域生活支援事業の提供体制の確 保に係る医療機関、教育機関、公 共職業安定所その他の職業リハビ リテーションの措置を実施する機 関その他の関係機関との連携に関 する事項 (二) 指定通所支援等の提供体制の	市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係 機関との連携方法等を定めること。 市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係
確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する 事項	機関との連携方法等を定めること。
六 市町村障害福祉計画等の期間	市町村障害福祉計画等の期間を定めること。
七 市町村障害福祉計画等の達成状 況の点検及び評価	各年度における市町村障害福祉計画等の達成状況を点検 及び評価する方法等を定めること。

別表第三

事 項	内容
一 都道府県障害福祉計画等の基本的な理念等	都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本 的理念、目的及び特色等を定めること。

→ I=1A ~ =1.0±	
二 区域の設定	指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごと
	の量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、そ
	の趣旨、内容等を定めること。
三 提供体制の確保に係る目標	
(一) 障害福祉サービス、相談支援	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神
及び地域生活支援事業の提供体制 の確保に係る目標	障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活
の推体に係る口伝	支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般
	就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地
	域の実情に応じて、令和五年度における成果目標を設定す
	ること。
	特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標
	を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当
	部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げ
	る事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定
	して、実現に向けた取組を定めること。
	① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の
	一般就労への移行
	② 障害者に対する職業訓練の受講
	③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導
	④ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘
	導
	⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援
(二) 障害児通所支援等の提供体制の	障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即
確保に係る目標	して、地域の実情に応じて、令和五年度における成果目標
	を設定すること。
	CIA/L/ & CCO

-112-

- 四 支援の種類ごとの必要な量の見 込み及びその見込量の確保のための 方策
- (一) 各年度における指定障害福祉 サービス等の種類ごとの必要な量の 見込み及びその見込量の確保のため の方策

の種類ごとの必要な量の見込み及び

その見込量の確保のための方策

- ① 市町村障害福祉計画を基礎として、④の令和五年度末 の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保 健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しなが ら、地域の実情を踏まえて、令和五年度までの各年度に おける指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関す る考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道 府県全域で定めること。
- ② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の 確保のための方策を定めること。
- ③ 市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点 等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定め ること。
- ④ 別表第四の三の項に掲げる式により算定した、令和五 年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健 医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定めること。
- |(二) 各年度における指定通所支援等 |① 市町村障害児福祉計画を基礎として、令和五年度まで の各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関 する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都 道府県全域で定めること。
 - ② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のた めの方策を定めること。

-113-

- 59 -

五 圏域単位を標準とした指定障害	① 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供
福祉サービス及び指定通所支援の	給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自
見通し及び計画的な基盤整備の方	立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に
策	把握すること。
	② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サ
	ービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適
	切に整備されているかという視点から課題を整理するこ
	と。
	③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定
	障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見
	通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するた
	めに新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児
	通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ご
	との事業所の整備計画を作成すること。
六 各年度の指定障害者支援施設及	令和五年度までの各年度における指定障害者支援施設及
び指定障害児人所施設等の必要入	び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること
所定員総数	0
七 都道府県の地域生活支援事業の	都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に
種類ごとの実施に関する事項	定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、
	次の事項を定めること。
	① 実施する事業の内容
	② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え 方及び量の見込み
	③ 各事業の見込量の確保のための方策
	④ その他実施に必要な事項
八 指定障害福祉サービス等支援に	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援
従事する者の確保又は資質の向上の	専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関
ために講ずる措置	する事項を定めること。

九 関係機関との連携に関する事項	
(一) 区域ごとの指定障害福祉サー	都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関
ビス又は指定地域相談支援及び地域	係機関との連携方法等を定めること。
生活支援事業の提供体制の確保に係	
る医療機関、教育機関、公共職業安	
定所その他の職業リハビリテーショ	
ンの措置を実施する機関その他の関	
係機関との連携に関する事項	
(二) 区域ごとの指定通所支援の提	都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関
供体制の確保に係る医療機関、教育	係機関との連携方法等を定めること。
機関その他の関係機関との連携に関	
する事項	
十 都道府県障害福祉計画等の期間	都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。
十一 都道府県障害福祉計画等の達 成状況の点 検及び評価	各年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点 検及び評価する方法等を定めること。

別表第四

項	式
_	$\Sigma A_{\perp} B_{\perp} \times \alpha \times \beta + \Sigma A_{2} B_{\perp} \times \gamma$
_	Σ C $_1$ B $_2 \times \alpha \times \beta + \Sigma$ C $_2$ B $_2 \times \gamma$
Ξ	$\Sigma A_3 B_3 \times (1 - \alpha \times \beta) + \Sigma A_4 B_3 \times (1 - \gamma)$

苗考

この表における式において、 A_1 、 A_2 、 A_3 、 A_4 、 B_1 、 B_2 、 B_3 、 C_1 、 C_2 、 α 、 β 、 γ は、それぞれ次の値を表すものとする。

- A : 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府 県の区域に住所を有する者(認知症である者を除く。)に係る平成二十六年における性別及 び年齢階級別の入院受療率
- A2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府 県の区域に住所を有する者(認知症である者に限る。)に係る平成二十六年における性別及 び年齢階級別の入院受療率
- A。 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所 を有する者(認知症である者を除く。)に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の 入院受療率

- A 4 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者(認知症である者に限る。)に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の 入院受療率
- B 当該都道府県の区域における、令和五年における六十五歳以上の性別及び年齢階級別の推 計人口
- B₂ 当該都道府県の区域における、令和五年における六十五歳未満の性別及び年齢階級別の推 計人口
- B₃ 当該都道府県の区域における、令和五年における性別及び年齢階級別の推計人口
- C 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府 県の区域に住所を有する者(認知症である者を除く。)に係る平成二十六年における性別及 び年齢階級別の入院受療率
- C 2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府 県の区域に住所を有する者(認知症である者に限る。)に係る平成二十六年における性別及 び年齢階級別の入院受療率
- α 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として○・六五から○・七四までの間で都道府県知事が定める値
- β 一年当たりの治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として○・九五から○・九六までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値
- γ 一年当たりのこれまでの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として○・九七から○・九八までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値

-116- **- 61 -**

大分県障害者施策推進協議会条例

昭和48年3月31日 大分県条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、大分県障害者施策推進協議会とする。

(所掌事務の特例)

第3条 協議会は、法第36条第1項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を行う。

- 1 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例(平成28年大分県 条例第15号)第21条第2項の規定によりあつせんを行うこと。
- 2 障害を理由とする差別の解消を図るための施策に関する事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 前条第1号に規定するあつせん(以下「あつせん」という。)を行うため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及 び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。
- 4 臨時委員は、学識経験のある者、障害者及びその家族を代表する者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに事業者(事業者団体を含む。)を代表する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、あつせんに関する事務が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 協議会は、あつせんを行うため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する者5人をもつてあつせんを行う。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によつて定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、あつせん案の作成は、委員及び臨時委員の全員一致をもつて行うものとする。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて協議会の議決とすることができる。
- 7 第7条第3項並びに前条第1項及び第2項の規定は、部会について準用する。この場合において、第7条第3項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第7条第3項中「委員」とあるのは「委員又は臨時委員」と、前条第2項中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(幹事)

第10条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(省略)

附 則(平成28年条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

大分県障害者施策推進協議会委員名簿

任期 自 令和 元年 9月 1日 至 令和 3年 8月31日

	—————————————————————————————————————	至
-		一般社団法人大分県身体障害者福祉協会会長
1	佐藤 一夫 ————————————————————————————————————	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
2	三浦 晃史	大分県身体障害児者施設協議会会長
3	田北 ゆみ	社会福祉法人太陽の家大分広域本部別府生活事業部地域生活支援課長
4	矢守 和枝	公益社団法人大分県手をつなぐ育成会理事
5	平原 伸	大分県知的障害者施設協議会会長
6	長濱 明日香	社会医療法人関愛会 坂ノ市病院医師
7	舩津 純子	大分県特別支援学校知的障がい教育校PTA連合会評議員
8	神田 弘法	公益社団法人大分県精神保健福祉会会長
9	佐々木 成二	大分県精神障害者社会復帰施設協議会会長
10	帆秋 善生	大分県精神科病院協会理事
11	川野 ゆかり	大分県精神保健福祉士協会理事
12	越智 芳子	児童発達支援センターひばり園園長
13	菅野 忠幸	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会副理事長
14	野崎 より子	大分県ホームヘルパー協議会事務局長
15	古賀 精治	国立大学法人大分大学教育学部長
16	河野 幸治	一般社団法人大分県医師会副会長
17	草野 俊介	社会福祉法人大分県社会福祉協議会会長
18	長野 恭紘	大分県市長会副会長
19	久々宮 賢治	大分労働局職業安定部職業対策課長
20	友成 洋	大分県教育庁特別支援教育課長

-118-- **62** -

大分県自立支援協議会設置要綱

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備を図る機関として設置する大分県自立支援協議会(以下「県協議会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第1条 県協議会は、市町村における体制整備に係る状況の把握、評価、整備方針に係る助言その他市町村における相談支援体制に関し、広域的又は専門的な観点からの取組を推進し、障がい者等の自立した日常生活又は社会生活の向上に資することを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 県協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- 1 市町村における相談支援体制の状況の把握、評価及び整備方針に関する助言を行うこと。
- 2 法第5条第17項の相談支援事業者に対する研修の在り方に関する協議を行うこと。
- 3 専門的分野における障がい者等に対する支援方策に関し、情報及び知識を共有するととも に、普及啓発を行うこと。
- 4 市町村相談支援機能強化事業及び県の相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制への支援に関する協議を行うこと。
- 5 大分県障がい福祉計画を定め、又は変更するにあたって意見を述べること。
- 6 第1号から前号までに掲げるもののほか、障がい者等への相談支援に関し必要な事項 (構成)
- 第3条 県協議会の委員は、20名以内とし、次に掲げる者の中から大分県福祉保健部長が委嘱 する。
- 1 障がい者の相談支援に関し相当な知識及び経験を有する者
- 2 障がい者の代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第5条 県協議会に委員の互選により会長1名を置く。
- 2 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選任された委員が会長代行として会長の 職務を代行する。

(会議)

- 第6条 県協議会の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が議長を務める。
- 2 会長は、必要があると認める場合には、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認める場合には、県協議会に部会を置くことができる。

-120-

第8条 県協議会の事務局は、福祉保健部障害福祉課に置く。

(運営の細目)

- 63 -

第9条 この要綱に定めるもののほか、県協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

-121-

附 則

この要綱は、平成19年3月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

この要綱は、平成22年8月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

大分県自立支援協議会委員名簿

R2. 10. 1現在

	分 野	所属 役職	氏 名	任期	備考
1	相 談 支 援	社会福祉法人すぎのこ村 Beeすけっとセンター長 相談支援専門員	石松 聡美	R2.10.1 ~R4.9.30	相談支援•研修 部会
2	事業者	社会福祉法人清流会 相談支援事業所「ルポーズ」 相談支援専門員	石川 博一	R2.10.1 ~R4.9.30	地域移行専門 部会
3	専門的	社会福祉法人博愛会 障害者就業・生活支援センター 大分プラザ 主任就業支援担当者	坂井 奈緒美	R2.10.1 ~R4.9.30	障がい者就労 支援
4	分野 の相	社会福祉法人別府発達医療センター 地域療育連携室 室長補佐兼係長	橋本 和美	R2.10.1 ~R4.9.30	障がい児等地 域療育等支援
5	談 支 援	社会福祉法人萌葱の郷 大分県発達障がい者支援センター「イコール」センター長	五十嵐 猛	R2.10.1 ~R4.9.30	発達障がい者 支援
6	事 業 者	大分県高次脳機能障害支援拠点機関 医療法人光心会 諏訪の杜病院 支援コーディネーター	隂山 友紀	R2.10.1 ~R4.9.30	高次脳機能障がい者支援
7	医保 係療健 者関・	独立行政法人国立病院機構 西別府病院 障害福祉事業専門員	橋本 裕貴	R2.10.1 ~R4.9.30	
8	係教 機育 関関	大分県教教育庁特別支援教育課 指導班 主幹(総括)	坂本 忠史	R2.10.1 ~R4.9.30	
9	障 が い	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 大分障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー	小川 倫央	R2.10.1 ~R4.9.30	
10	者 雇 用	大分県中小企業家同友会 理事・障がい者問題委員長 株式会社オグネット 代表取締役	小串 康博	R2.10.1 ~R4.9.30	
11		一般社団法人大分県身体障害者福祉協会会長	佐藤 一夫	R2.10.1 ~R4.9.30	身体
12	当事者	社会福祉法人シンフォニー 就労継続支援事業A型コンチェルト 利用者 大分県手をつなぐ育成会 本人活動セミナー 副会長	三ヶ田 雅美	R2.10.1 ~R4.9.30	知的
13		社会福祉法人大分すみれ会 就労継続支援事業B型ワーク大分すみれ会 利用者	村尾 猛	R2.10.1 ~R4.9.30	精神
14	市 町 村	大分市福祉保健部障害福祉課 主査	河野 剛志	R2.10.1 ~R4.9.30	

県民意見募集(パブリックコメント)結果

番号	計画記載場所	ページ	意見の内容	県の考え方及び計画絵の反映状況
1	第3章1(1)①ア 啓発・広報活動の推 進	15	障害者週間 発達障害啓発週間の記載はあるが、障害者週間の記載がない。追記していただきたい。	ご意見のとおり、計画に追記します。 ・障害者週間(12月3日~9日)における県民への啓発や発達障害者啓発週間(4月2日~8日)に行われる自閉症啓発行事など、様々な機会を通じ、障がいや障がい者に対する理解の促進を図ります。
2	第3章1(1)イ 合理的配慮の推進	15	ヘルプカード 合理的配慮の観点から、障がい者が緊急時や平時に自ら提示し、周囲 に支援を求めることができるヘルプカードの活用も有効であるため、ヘ ルプマークに併せてヘルプカードも計画に記載する必要はないか。	本県では、平成30年4月から「ヘルプカード」を、令和2年10月から「ヘルプマーク」を配布し、併用しているところです。「ヘルプカード」も障がい者の社会参加を促進するための有効なツールであることから、計画に追記します。 ・内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることがわかりにくい人が、周囲の人から援助や配慮を受けやすくなるようヘルプマーク 及びヘルプカード を配布するとともに、その周知・啓発に取り組みます。
3	第3章1(2)エ 「親なきあと」への取 組	16	親なきあと相談員 「親なきあと相談員」の養成・配置を始めていると思うが、それについて計画に記載する必要はないか。	ご意見のとおり、下記のとおり計画に追記します。 15ページ1ポツ目 ・障がいのある子どもの親が、子どもを残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む「親なきあと」への不安を軽減するため、 年金や相続などの相談に対応できる「親なきあと相談員」の育成や グループホームの整備促進、 や 地域生活支援拠点等の整備、就労支援等、障がい者が安心して暮らし働ける環境づくりを推進します。
4	第3章1(2)① 障がい福祉サービス 提供体制の整備	17	重度障害者・難病患者等の在宅生活への支援 在宅で生活する重度障がい者は、重度訪問介護が受けたくても、ヘルパーが少なく、夜間のヘルパー派遣を受けることが難しい地域もあり、家族介護に頼らざるを得ないケースもあるようだ。重度障がい者や難病患者が県内どの地域に住んでいてもその地域で切れ目のない支援を受けられ、1人暮らしができるような体制づくりが必要で、16P記載の体制整備のためにはヘルパー等の人材確保や育成急務と思われる。そうした人材確保・育成に向けた踏み込んだ内容を計画に記載し、実現を図っていくべきだと考えるが如何か。	ご意見のとおり、次の1文を計画に追記します。 ・訪問サービスの充実につながるよう、介護員養成研修や重度訪問介護従業者養成研修等の実施により、ヘルパー人材の育成・確保を図ります。
5	第3章1(6)③ 障がい者社会参加 支援施設の設置・運 営		い者と健常者の交流等を通じて令和元年度までに約260万人が利用するなど、障がい者福祉に大きく寄与していることから、実績を評価した上	ご意見のとおり、次の項目を計画に追記します。 ③ 障がい者社会参加支援施設の設置・運営 ・大分県身体障害者福祉センターでの機能訓練、スポーツ、レクレーション、文化活動、さらには障がい者と健常者の交流等を通じて、障がい者の社会参加を推進します。

県民意見募集(パブリックコメント)結果

番号	計画記載場所	ページ	意見の内容	県の考え方及び計画絵の反映状況
6	第3章1(6)② 障がい者による芸術 文化活動の推進	23	障がい者による芸術文化活動の推進 1段目の文書を右記のとおり修正してほしい。	ご意見のとおり、修正します。 (修正前) ・障がい者の芸術文化活動の推進を目的に(公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団内に設置した「おおいた障がい者芸術文化支援センター」において、人材の発掘・育成、相談業務、創造環境の整備、鑑賞支援、発表の場づくり、権利の保護、作品の記録・保存等に関する助言を行います。(修正後)・障がい者の芸術文化活動の推進を目的に(公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団内に設置した「おおいた障がい者芸術文化支援センター」おいて、相談支援、交流・人材育成、情報収集・情報発信、鑑賞・創造・発表の機会の創出等を行います。
7	n	23	障がい者による芸術文化活動の推進 学校や事業所に行っている人だけではなく、障がいのある人が参画できるように支援しているため、2段目の1行目「障がい者福祉サービス事業所」の後に「等」を加えてほしい。	ご意見のとおり、修正します。 ・特別支援学校や障がい福祉サービス事業所 鉴 に、体験の機会を提供するため、美術や舞台芸術の専門家、アーティストを派遣してワークショップを開催し、これまでも芸術文化活動を続けてきた人も、これから新たに取り組む人も、自分に適した分野の活動に参画できるよう支援します。
8	第3章1 成果目標、活動指 標	24	たら順次入所している現状の中、目標指標(1.6%以上削減)を掲げる意味はあるのか。	国が定めた基本指針に基づき、指標を設定しています。目標が達成できるよう、市町村と連携し取り組んでいきます。
9	第3章2 障がい者の就労支 援	25	難病者等の就労支援 「2 障がい者の就労支援」「(1)障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実」に記載されている「障がい者雇用率」や「法定雇用率」、「障がい者雇用義務」といった語句は、障がい福祉計画の基である「障害者総合支援法」のものではなく、障がい者のくりから難病者を外している「障がい者雇用促進法」のもであると考える。今回策定する障がい福祉計画は、難病者を適用内とした総合支援法に基づくものとお伺いしている。そのため、当該「障がい者の就労支援」の取組の中から難病者の適用を外している「障害者雇用促進法」の趣旨を外していただき、「障害者雇用保施法」がでできた。「障害者を入している「障害者雇用保護法」がでできたが、にでいる文面によって、難病患者の苦悩が木の葉で隠れてしまわぬようご配慮願いたい。解決策として、下記のレイアウトを提案するので、参考にしていただきたい。 2 障がい者雇用率目本一に向けた支援の充実 ①企業等に対する障がい者の雇用及び職場定着の推進 ②障がい者雇い入れ体験等による企業の理解促進 ③就労移行支援及び就労継続支援事業からの一般就労の促進 ④知的障がい者、精神障がい者等の雇用促進 ⑤多様な働き方の推進 (2)障がい者雇用率適用外の難病者等への支援の充実 (3)障がい者の工賃向上のための支援の充実	・障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき定められるものであり、本計画における「障がい者」には、「難病患者等」が含まれます。 ・他方、障害者雇用促進法では、各障がい手帳の所持者が障がい者雇用率の対象となっているため、各障がい手帳の対象とならない難病患者の方々が

県民意見募集(パブリックコメント)結果

番号	計画記載場所	ページ	意見の内容	県の考え方及び計画絵の反映状況
10	第4章2 成果目標、活動指 標	27	障がい者雇用率の全国順位 目標と実績の出し方について、9~~ジの令和元年度の実績を障がい者 全体と障がい種別毎に示しているが、25~~ジの目標数値は、障がい 者全体しか設定していない。障がい種別毎に目標設定し、目標達成に 向けた取組を通した結果、全体としての全国順位の雇用率アップに繋 がるものと考える。	大分県では、障がいのある方々が、地域で自立して心豊かに暮らせる社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの提供体制の整備や雇用の促進等、様々な取組を進めていくこととしています。 その中で、障がい者の雇用の促進については、雇用の場の拡大や職業訓練などの就労対策を障がい種別を問わず、総合的に実施していくことが必要と考えております。 そのため、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」では、障がい種別ごとに順位目標を設定するのではなく、身体障がい、知的障がい、精神障がいの全体で雇用率日本一を目指す意味を込めて、「障がい者雇用率日本一」を目標指標として設定しているところです。今後も、この目標の達成に向けて、障がい特性に応じたきめ細かな就労支援により、障がい者雇用の促進及び職場への定着が図られ、障がいのある方々が地域で自立して生活できる環境づくりの取組を進めて参ります。
11	第4章 成果目標、活動指 標	35		・ペアレントプログラム受講者数については、指標として設定します。 (令和元年度末175人、令和5年度末目標607人) ・保育コーディネーターは、障がい児だけではなく、要保護児童、生活困窮家 庭の児童等の支援に対応することを目的としています。養成数については「お おいた子ども・子育て応援プラン」で目標管理をしている(R6年度目標790人) ことから、本計画の成果目標・活動指標には設定しません。
12	計画全般	_	大分県障がい福祉計画、障がい児福祉計画 この計画に大いに期待し、よりよい環境になることを願います。	計画策定後は、計画に沿って、障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進や、障がいのある子どもと家庭への支援等に引き続き取り組んで参ります。